

7 2018 (平成30年)



明日へのたより

発行所

税理士法人 ウィズアス

〒543-0002
大阪市天王寺区上汐3丁目8番26号
S&Jビル6F
TEL 06(6771)7106

7月

(文月) JULY
16日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント 法テラス

全国どこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスが受けられるよう、総合法律支援法に基づき平成18年4月に設立された法務省所管の法人。正式名称は日本司法支援センター。今年1月からは、新たに認知機能が十分でない者及びDV、ストーカー被害者への法律相談等が業務に追加されました。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月17日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月17日
- 労 務／労働者死傷病報告(4月～6月分) 7月31日

創設された 事業承継税制の 特例のポイント

中小企業経営者の高齢化が進み、今後五年間で三十万人以上が七十歳（平均引退年齢）を超える一方、その半数以上の経営者が事業承継の準備を終えていません。事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること等も踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要です。そこで、平成三十年度税制改正では、事業を譲り受けたり相続した後継者が、その会社を経

(1) 猶予対象株式の制限の撤廃
一般措置では、納税猶予の対

2 特例の内容

この特例（特例措置）は、平成三十年四月一日以後五年以内に、事業後継者や承継時までの経営見通し等が記載された特例承継計画の作成を行うなど一定の要件の下、相続・贈与による事業承継を行いう場合に、既存の事業承継税制（一般措置）に代えて適用することができます。（図表1参照）。

當していく場合には、後継者が納付すべき相続税や贈与税のうち、その相続・贈与のあつた非上場株式等（一定の部分）に係る相続税・贈与税の納税が猶予され、一定の場合には免除される「事業承継税制」について、これまでの措置に加え、税負担の軽減や、雇用継続・事業継続等の各種要件を見直すことで、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しし、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る「事業承継税制の特例」が一〇年間の时限措置として創設されました。

1 創設の背景

納付すべき相続税や贈与税のうち、その相続・贈与のあつた非上場株式等（一定の部分）に係る相続税・贈与税の納税が猶予され、一定の場合には免除される「事業承継税制」について、これまでの措置に加え、税負担

(2) 納税猶予割合の引き上げ
一般措置では、相続した株式等に係る猶予割合は八〇%ですが、特例措置ではこれが一〇〇%に拡大されています。

3 雇用確保要件の弾力化

一般措置では、承継後五年間平均で雇用の八割を維持する要件（雇用確保要件）を満たせなかつた場合には猶予された贈与税・相続税を全額納付する必要があります。しかし、特例措置

(4) 複数の後継者への贈与・相続に対象を拡大

特例措置では、特例経営承継期間経過後に、過去三年間のうち二年以上赤字の場合など、事業の継続が困難な一定の事由が

象となるのは総株式の最大三分の二までですが、特例措置では全株式が対象となります。

(5) 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

一般措置では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価をもとに贈与税等を納税するため、過大な税負担が生じるケースがありました。

従来、代表権を有する又は有していた先代経営者から一人の後継者への承継が対象でしたが、特例措置では、中小企業経営の実情に合わせた多様な事業承継を行えるようにするために、親族



生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合には、その対価の額（相続税評価額の五割が下限）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予額を下回る場合には、その差額が免除されます。

3 適用要件

特例を適用するためには、先代経営者、後継者、会社に次のような要件が必要です（図表2 参照）。

また、認定経営革新等支援機関の所見を記載した特例承継計画の提出が必要となります。同支援機関としては、税理士、商工会議所、金融機関、民間コンサルティング等がありますが、税理士が約四分の三を占めています。

4 適用期日

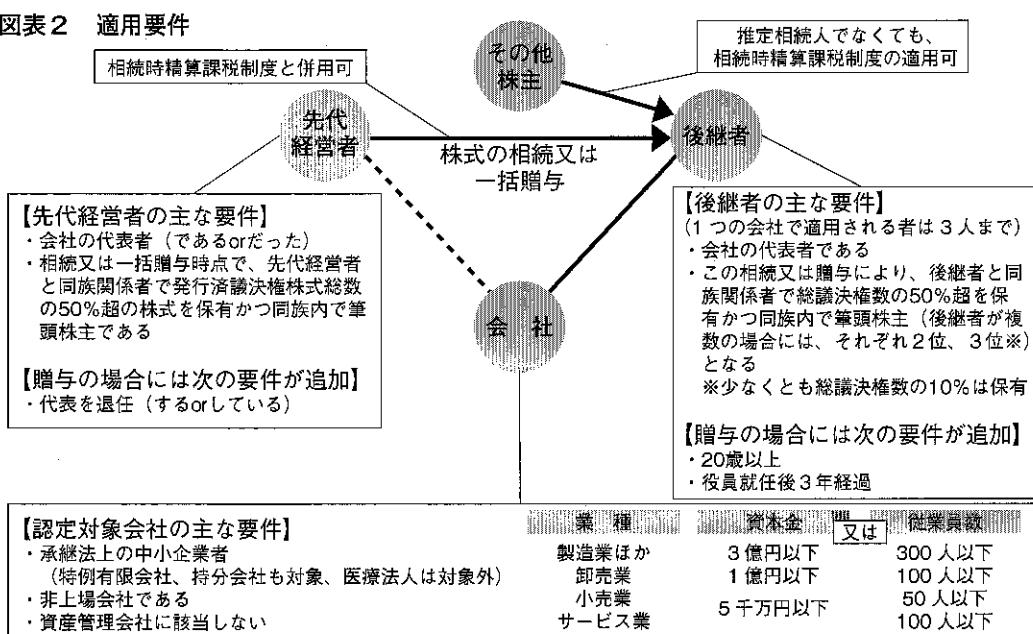
この特例は、平成三十年一月一日から三十九年十二月三十一日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

図表1 特例措置と一般措置の比較

(国税庁資料)

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年(2018年)4月1日から平成35年(2023年)3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年(2018年)1月1日から平成39年(2027年)12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

図表2 適用要件



相続税の申告書の添付書類に法定相続情報一覧図の写しが追加

相続税の申告書を提出する際は、従来、①「戸籍の謄本」で被相続人の全ての相続人を明らかにする書類を添付する必要がありました。

しかし、平成30年4月1日以後に提出する相続税の申告書より、①に代えて、②図形式の「法定相続情報一覧団の写し」(子の続柄が、実子または養子のいずれであるかがわかるように記載されたものに限る)または①と②のいずれかをコピー機で複写したものを利用することが認められることとなりました。

なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本または抄本(コピー機で複写したものと含む)の添付も必要です。

「法定相続情報一覧団の写し」とは、相

続登記の促進を目的として、全国の法務局で運用を開始した「法定相続情報証明制度」を利用してすることで交付を受けることができる証明書で、戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。

亡くなった方の本籍地、住所地、申出人の住所地、亡くなった方の名義の不動産の所在地を管轄する法務局のいずれかに、相続人等が申出をすることにより、無料で交付を受けることができます。申出をする際は、相続人等が戸籍謄本等の収集と法定相続情報一覧団の作成を行い、法務局に提出します。

なお、法定相続情報一覧団は、図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する形式(列挙形式)のものがありますが、列挙形式では相続人の法定相続分が確認できない場合もあるため、相続税の添付書類として利用できるのは、図形式のものでなければなりません。

個人事業者が棚卸資産を自家消費したときの消費税

個人事業者が事業用の棚卸資産を家事のために消費し、または使用することを自家消費といいます。この自家消費をした場合、対価はありませんが、消費税が課税されになります。この場合のみなし譲渡に係る対価の額は、自家消費した時点の棚卸資産の価額(時価)によ

ることとされていますが、その棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額に相当する金額以上の金額で、かつ、通常の販売価額の50%以上の金額であれば認められます。なお、棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを自家消費した場合は、その資産の時価により課税されることとな

印紙税 消費税等の免税事業者が作成する受取書の記載金額

印紙税の判定にあたって、消費税及び地方消費税(消費税等)の金額が区分記載されている場合には、その消費税等の金額は、記載金額に含まれません。では、消費税等の免税事業者が、消費税等に相当する金額を区分記載した受取書を作成した場合も同様に考えればよいのでしょうか?

この点、消費税等の免税事業者については、その取引に課されるべき消費税等がないため、受取書等に「消費税及び地方消費税」として具体的な金額を区分して記載していたとしても、これに相当する金額は記載金額に含めなければなりません。

第1号文書(不動産の譲渡等に関する契約書)、第2号文書(請負に関する契約書)、第19号文書(金銭又は有価証券の受取通帳)、第20号文書(判取帳)についても、同様の取扱いになります。